

## 令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事特記仕様書

### I 工事概要

1. 工事名：令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町11番地 新宿御苑
3. 工期：令和5年3月30日まで
4. 工事内容：  
  - (1) 電灯・動力用配管新設一式、  
屋外コンセント工事  
    - (1) 電灯・動力設備新設一式
    - (2) 分電盤及び変電所改造一式

### II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。
5. 図面の特記仕様書については、電線配管等を設置する際の参考とする。

### III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）

### IV 特記事項

1. 地域事項の概要
  - (1) 自然公園法による地域地種区分－公園－地域（地区）
  - (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
  - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
  - (4) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物
  - (5) 森林法による保安林
  - (6) 海岸法による海岸保全区域
  - (7) 砂防法による砂防指定地
  - (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域

(9) 文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（□ A1、 A3、□ ）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（ 必要、□ 不要）とする。
- (3) 工事写真は、（ A4 版、□ 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出することとし、写真是カラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件 ※該当しない箇所の詳細事項（a～）は省略できるものとする。

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組： □②積算補正：  
□③調査対象工事： □④余裕工期の設定：

(2) 工程関係

- ①影響を受ける他の工事  
 ②自然的・社会的条件による制約  
a.要因：社会的条件  
b.制約内容：工事の実施時間は月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとすること。その他の時間の工事実施については、監督職員に申し出て承認を得ること。  
□③関連機関との協議による制約  
□④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設  
□⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

(3) 用地関係

- ①用地の取得未了  
□ ②保安林解除や用地規制等  
□ ③官民境界の未確定部分

- ④用地の借地及び官有地等の使用

(4) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
- ②公害防止のための制限
- ③水替、流入防止施設
- ④濁水、湧水等の特別処理
- ⑤事業損失懸念

(5) 安全対策関係

- ①交通安全施設等の指定
- ②交通誘導警備員の配置

主変電所系統、メリクロン系統等管理ヤード外の工事について、来園者の安全確保のため配置する。

- ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
- ④防護施設等
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
- ⑥発破作業等の制限
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
- ⑧高所作業の対策
- ⑨砂防工事の安全確保対策

(6) 工事用道路関係

- ①一般道路の搬入路使用
- ②仮道路の設置
- ③工事用道路の使用制限

(7) 仮設備関係

- ①他の工事に引き継ぐ場合
- ②引き継いで使用する場合
- ③構造及び施工方法の指定
- ④設計条件の指定
- ⑤除雪

(8) 建設副産物関係

- ①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書） 及び

再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。

②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

③再生資材の活用の明示

④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法			
工程	作業内容	分別解体等の方法	
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
土工	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
本体構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
本体付属品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
その他( )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	協議による	
アスファルト・コンクリート塊	協議による	
建設発生木材	協議による	

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑤建設発生土の受入地への搬出

⑥建設発生土の他工事への搬出

⑦他工事からの建設発生土利用

⑧土壤汚染対策法の届出

(9) 工事支障物件関係

- ①占用物件等の工事支障物件

(10) 薬液注入関係

- ①薬液注入

(11) イメージアップ経費

- ①率計上内容

- ②積上計上内容：

(12) その他

- ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

- ②工事現場発生品

- ③支給品・貸与品

- ④新技術・新工法・特許工法の指定

- ⑤指定部分の引き渡し

- ⑥部分使用

- ⑦給水

- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置

可 設置条件：新宿御苑管理事務所 菊栽培ヤード指定場所

不可 想定休憩場所等：

- ⑨監督職員事務所の設置

- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備

a.工事用水： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない

b.工事用電力： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない

- ⑪資材置場や作業場等

a.場所： 新宿御苑管理事務所 菊栽培ヤード

#### 4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。

- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。

- (3) 植生保護及び土壤の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。

（ 図示： 、 ）

- (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。

- (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。  
 (条件： )

## 5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
D10			

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。  
 ①重ね継手：部位（）、径（）  
 ②ガス圧接：部位（）、径（）  
 ③：部位（）、径（）
- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。  
 (□ 超音波試験、□ 引張試験)
- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。  
 設計基準強度  $F_c(N/mm^2)$  スランプ 適用箇所
- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。  
 設計基準強度  $F_{c18}(N/mm^2)$  スランプ 8(cm)
- (6) セメントの種類は下記による。  
 高炉セメント
- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

## 6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。  
 ・カバー付防水コンセント及びコンセントを設置する支柱・プルボックス
- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。
- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。  
 ①薬剤指定： 有（）、 無（条件： ）  
 ②性能区分： JAS： 、 AQ：

- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤 ((公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤)で野外での使用が可能な薬品) を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの (□ 1/2、□ ) とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。  
(□ 人工乾燥処理 : %、□ 天然乾燥処理 : %)

## 7. 工事共通

- (1) 構造物撤去工
  - ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。
- (2) 仮設工
  - ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- (3) 運搬工
  - ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
  - ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。

## 8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

## 9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
  - ①防腐処理 : □有・□無
  - ②防腐処理方法 :

- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

①客土材：砂

## 10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

①舗装種類：

②試験施工：

- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。

①施設種類：必要に応じた工種

## 11. 週休二日制工事

- 週休2日制工事

1 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。

### 2 週休2日の考え方

(1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。

(3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場閉所による週休2日の対象外とする期間

無

(6) 受注者の責によらない現場閉所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に

対象外とする作業と期間を明示する。

(7) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

### 3 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

### 4 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

### 5 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

# 令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事

## 図面目録

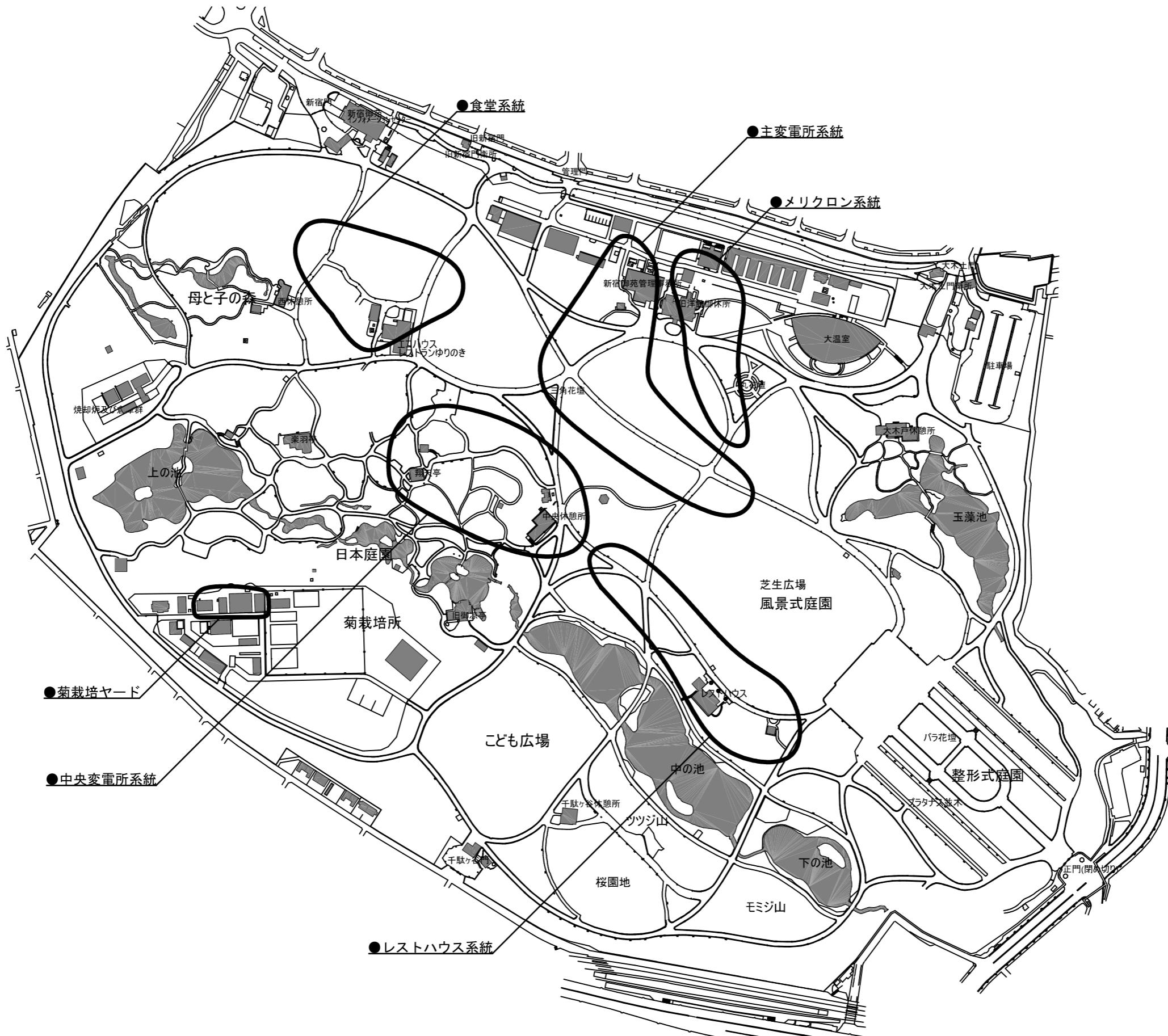
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
01/13	特記仕様書(電気)	NON	10/13	土工断面詳細図	A1 1/20 A3 1/40
02/13	配置全体図	A1 1/200 A3 1/400	11/13	新設分電盤図	A1 1/10 A3 1/20
03/13	菊栽培ヤード配線図	A1 1/200 A3 1/400	12/13	変電所改修図(1)	NON
04/13	主変電所系統配線図	A1 1/400 A3 1/800	13/13	変電所改修図(2)	NON
05/13	メリクロン系統配線図	A1 1/300 A3 1/600			
06/13	レストハウス変電所系統配線図	A1 1/300 A3 1/600			
07/13	中央変電所系統配線図	A1 1/300 A3 1/600			
08/13	食堂変電所系統配線図	A1 1/300 A3 1/600			
09/13	屋外コンセント詳細図	A1 1/5 A3 1/10			

令 和 4 年 7 月

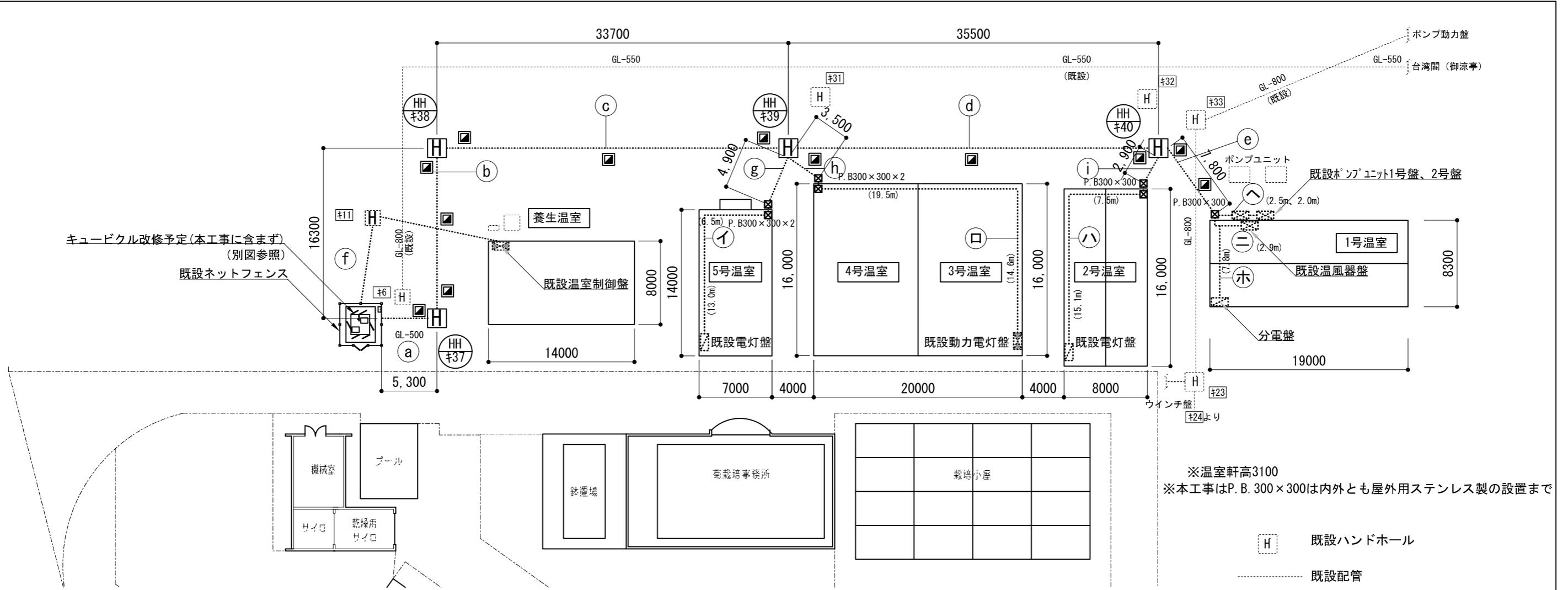
環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所

 Risus techno (同)リーサステクノ

特記仕様書(電気設備編)参考																																																																																																																																																																																																																																																																			
<b>I 工事概要</b>																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 工事名称 令和4年度新宿御苑電源配管等工事																																																																																																																																																																																																																																																																			
2. 工事場所 東京都新宿区内藤町11新宿御苑																																																																																																																																																																																																																																																																			
3. 工期 着工令和年月日 完成期限令和年月日 概成工期令和年月日																																																																																																																																																																																																																																																																			
4. 指定部分 無 有 完成期限令和年月日																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 対象部分 電源配線等設置工事に関連する工事一式																																																																																																																																																																																																																																																																			
5. 建物概要																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名稱</th><th>構造</th><th>階数</th><th>延床面積(m<sup>2</sup>)</th><th>消防法施行令別表第一の区分</th><th>工事種別</th><th>備考</th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>15項</td><td></td><td>・新築・増築・改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>15項</td><td></td><td>・新築・増築・改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・新築・増築・改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・新築・増築・改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										建物名稱	構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	工事種別	備考							15項		・新築・増築・改修								15項		・新築・増築・改修										・新築・増築・改修										・新築・増築・改修																																																																																																																																																																																																												
建物名稱	構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	工事種別	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
			15項		・新築・増築・改修																																																																																																																																																																																																																																																														
			15項		・新築・増築・改修																																																																																																																																																																																																																																																														
					・新築・増築・改修																																																																																																																																																																																																																																																														
					・新築・増築・改修																																																																																																																																																																																																																																																														
6. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事種目)																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物別及び屋外</th><th colspan="8">工事種別</th></tr> <tr> <th>工事種目</th><th>改修</th><th>新設</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 電灯設備</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 動力設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 電熱設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 雷保護設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 受電変圧器</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 静止式電源設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 発電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 構内情報通信網設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 構内換気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 情報表示設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 映像・音響設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 抵声設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 誘導支援設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ テレビ共同受信設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 監視カメラ設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 駐車場監制設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 防犯・入退室管理設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 自動火災報知設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 中央監視制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 構内配電線路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 構内通信線路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ テレビ電波障害防除設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ ポイラー制御</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										建物別及び屋外		工事種別								工事種目	改修	新設								○ 電灯設備	○	○								○ 動力設備	○									・ 電熱設備										・ 雷保護設備										・ 受電変圧器										・ 静止式電源設備										・ 発電設備										・ 構内情報通信網設備										・ 構内換気設備										・ 情報表示設備										・ 映像・音響設備										・ 抵声設備										・ 誘導支援設備										・ テレビ共同受信設備										・ 監視カメラ設備										・ 駐車場監制設備										・ 防犯・入退室管理設備										・ 自動火災報知設備										・ 中央監視制御設備										・ 構内配電線路										・ 構内通信線路										・ テレビ電波障害防除設備										・ ポイラー制御									
建物別及び屋外		工事種別																																																																																																																																																																																																																																																																	
工事種目	改修	新設																																																																																																																																																																																																																																																																	
○ 電灯設備	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																	
○ 動力設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																		
・ 電熱設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 雷保護設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 受電変圧器																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 静止式電源設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 発電設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 構内情報通信網設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 構内換気設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 情報表示設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 抵声設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 誘導支援設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ テレビ共同受信設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 監視カメラ設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 駐車場監制設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 自動火災報知設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 構内配電線路																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 構内通信線路																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ テレビ電波障害防除設備																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ ポイラー制御																																																																																																																																																																																																																																																																			
<b>II 工事仕様</b>																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 共通仕様																																																																																																																																																																																																																																																																			
1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、全て官庁基準明細統一基準の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準規格」という。)による。																																																																																																																																																																																																																																																																			
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																			
2. 特記仕様																																																																																																																																																																																																																																																																			
1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																			
2)特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																			
項目 特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																			
① 電源周波数	○50Hz・60Hz																																																																																																																																																																																																																																																																		
② 工事実績情報の登録	○要 不要																																																																																																																																																																																																																																																																		
3. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合において、第一種電気工事士により施工を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																		
4. 工事用電力、水	本工事に必要な工事用電力、水等の費用はすべて受注者の負担とする。																																																																																																																																																																																																																																																																		
5. 官公署への手続き	関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等の費用は受注者の負担とする。																																																																																																																																																																																																																																																																		
6. 技術検査	実施回数 回以内 実施段階 (○ 完成時作動確認 )																																																																																																																																																																																																																																																																		
7. 監督職員事務所	・ 設ける ○ 設けない(ただし、打ち合わせスペースを確保する。)・ 建築工事に準ずる。																																																																																																																																																																																																																																																																		
8. 工事用仮設物	構内につくこと (○ できる できない)																																																																																																																																																																																																																																																																		
9. 足場・さん橋類	・ 別契約の関係者注文がある場合は、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する、ただし、足場を設ける場合、設置標準仕様書2.2.2(b)によるほか、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドラインにより、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中柱など木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																																																																																																																																																																																																																																																																		
10. 図面	設計図縮小版 ○ A3判・4部・部)を製本し(表紙、及び背表紙には、年、工事名及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事の別等を明朝体文字で記入)、監督職員に提出する。なお、費用については請負者の負担とする。																																																																																																																																																																																																																																																																		
11. 完成時の提出図書	○ 完成図 原因のサイズ・A1・A3 種類及び記入内容 ※標準仕様書表1.7.1のうち監督職員が指示するもの。完成図の様式等 ○ CADデータの貸与 ○ 貸与する 貸与なし ○ 完成図CADデータ(CD-R) ○ 施工計画書 ○ 施工工図 ○ 保全に関する資料(提出部数 ※1部・部)																																																																																																																																																																																																																																																																		
12. 残土処分	構内に敷きなし( km) 構内指定場所への堆積 構内搬出(約 km) ○ 構外搬出																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 機材等																																																																																																																																																																																																																																																																			
1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(クリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月10日以下「基本方針」という。)において位置づけられた、「特定調達品目」に該当する材料及び設備機材等は、原則として基本方針に定める判断基準を満たすものと使用することとする。なお、やむをえず判断基準に満たないものと使用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。 また、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロード、Excelファイルで作成し、提出する。 2) 化学物質を発散する建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合成木質パネル類、構造用パネル、集成材、半板構造材、MDF、パーティクルボード等の木質材及びコア樹脂板、仕上げ塗材及び壁纸は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 電線、綫材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフル酸ジエチル及びフル酸ジエチルヘキシルを含有しない難揮発性の接着剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを発散しないものと想定される建築材料は規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が、極めて少ないものは発散量が第三種のものといい、原則として規制対象外のものと使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものと使用する。 また、「ホルムアルデヒドの発散量」は、次のとおりとする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
3) 本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時、及び金銭情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにて登録を行ふ。また、同システムにより工事着手14日前までに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 再使用機器																																																																																																																																																																																																																																																																			
18. 他工事との取扱い																																																																																																																																																																																																																																																																			
19. 保温・結露防止																																																																																																																																																																																																																																																																			
20. 配管本数、管路等																																																																																																																																																																																																																																																																			
21. フラッシャーレート																																																																																																																																																																																																																																																																			
22. 金属管の塗装																																																																																																																																																																																																																																																																			
(23) 電線類																																																																																																																																																																																																																																																																			
3) 本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時、																																																																																																																																																																																																																																																																			



工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事		
図面名称	配管全体図	A1 1/2000 A3 1/4000	尺
図面番号	02 / 13		
会社名	(同)リーサステクノ		
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所		



### ■ 予定配線リスト 新設キュービクル設置予定位置から各温室までの電線管の設置 配線は別途工事

記号	電線管 FEP	電線	備考	掘削	
				W	H
a	200	EM-CET100Sq-3c、EM-CET38Sq-3c、EM-CET14Sq-3c、E22Sq	動力	600	700
	150	EM-CET60Sq-2c、EM-CET38Sq-2c×2、EM-CET22Sq-2c	電灯		
	80	予備	空配管		
b	200	EM-CET100Sq-3c、EM-CET38Sq-3c、EM-CET14Sq-3c、E22Sq	動力	600	700
	150	EM-CET60Sq-2c、EM-CET38Sq-2c×2、EM-CET22Sq-2c	電灯		
	80	予備	空配管		
c	200	EM-CET100Sq-3c、EM-CET38Sq-3c、EM-CET14Sq-3c、E22Sq	動力	600	700
	150	EM-CET60Sq-2c、EM-CET38Sq-2c×2、EM-CET22Sq-2c	電灯		
	80	予備	空配管		
d	150	EM-CET100Sq-3c、EM-CET14Sq-3c、E22Sq	動力	600	700
	100	EM-CET60Sq-2c、EM-CET38Sq-2c	電灯		
	80	予備	空配管		
e	100	EM-CET100Sq-3c、EM-CET14Sq-3c、E22Sq	動力(予備とも)	600	700
	100	EM-CET60Sq-2c	電灯(予備とも)		
f	50(既設)	CV60Sq-3c(既設)	既設敷設替え(動力)	-	-
	50(既設)	CV14Sq-3c(既設)	既設敷設替え(電灯)		
g	50	EM-CET38Sq-2c、E14Sq	電灯(1φ 2w50A)	1000	700
	50	予備	空配管		
h	80	EM-CET38Sq-3c、E8Sq	動力(予備とも)	1000	700
	80	EM-CET22Sq-2c	電灯(予備とも)		
i	50	EM-CET38Sq-2c、E14Sq	電灯(1φ 2w30A)	1000	700
	50	予備	空配管		

■ コンクリート製埋設標

※電線管の埋設深さ : GL-600

※路面仕上 : 土

### ■ 新規ハンドホールリスト ※鉄蓋は全て一般用中耐重丸鉄蓋(R8K-60)

記号	呼称サイズ	掘削(路面仕上:土)
HHキ37	600×600×600	W1720×L1720×H960
HHキ38	600×600×600	W1720×L1720×H960
HHキ39	600×600×600	W1720×L1720×H960
HHキ40	600×600×600	W1720×L1720×H960

### ■ 温室内配線リスト(温室内の電線管、配線は別途工事)

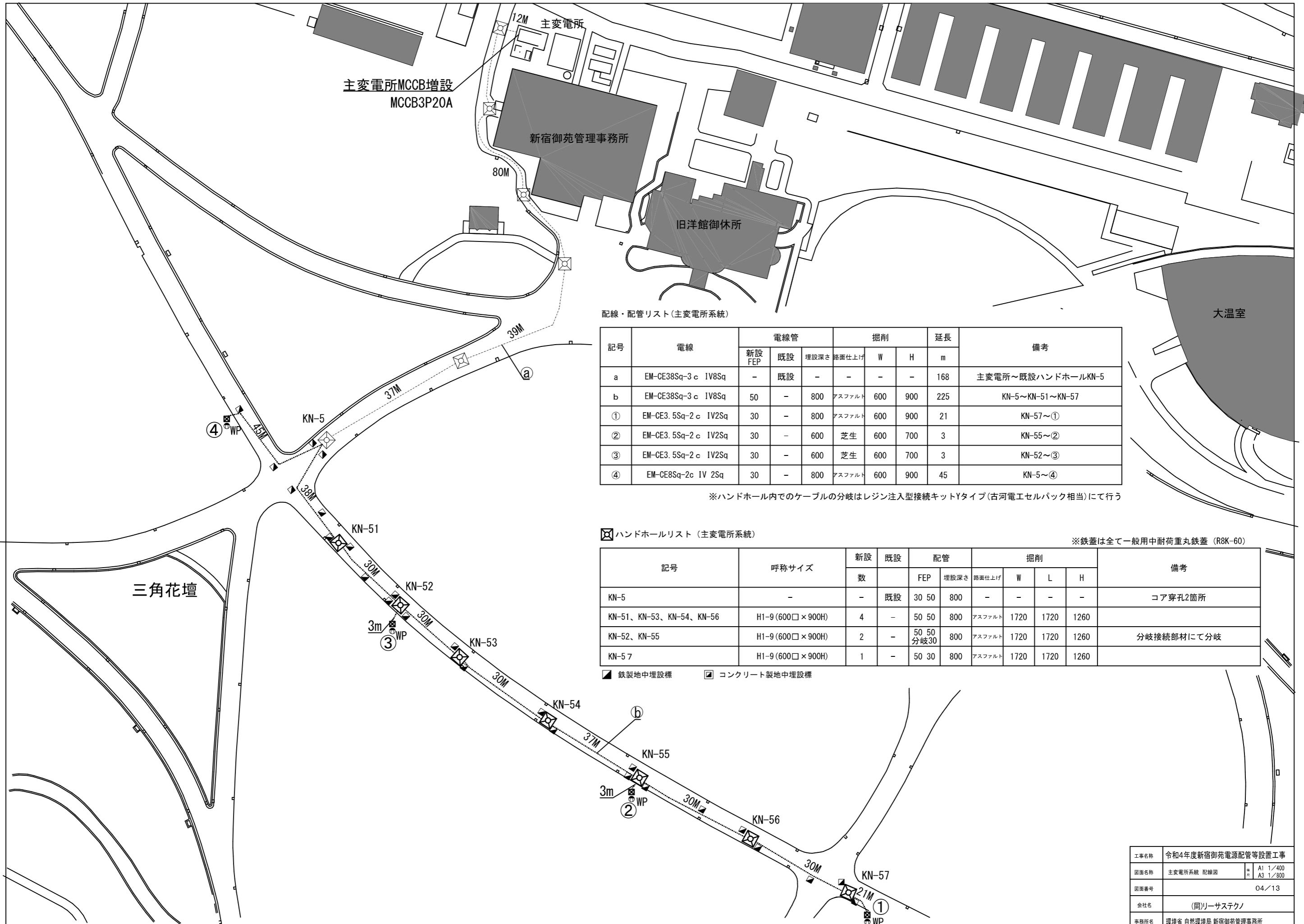
記号	配線	備考	室名等	延長(m)
イ	EM-CET38Sq-2c、E14Sq (G42)	1φ 2w100V50A	5号温室	19.5
ロ	EM-CET22Sq-3c、E8Sq (G36)	3φ 3w200V50A	3・4号温室	34.1
	EM-CET22Sq-2c (G36)	1φ 2w100V30A		34.1
ハ	EM-CET38Sq-2c、E14Sq (G42)	1φ 2w100V30A	2号温室	22.6
二	EM-CET22Sq-3c、E8Sq (G36)	3φ 3w200V60A	温風器盤	2.9
ホ	EM-CET2Sq-3c、E22Sq (G22)	3φ 3w200V15A	1号カーテン	7.8
	EM-CET22Sq-2c (G36)	1φ 2w100V50A	1号温室	7.8
ヘ	EM-CET14Sq-3c (G36)	3φ 3w200V20A	P.B. ~1号ポンプユニット盤	2.5
	EM-CET3.5Sq-3c (G36)	3φ 3w200V20A	1号ポンプユニット盤~1号ポンプユニット盤	2.0

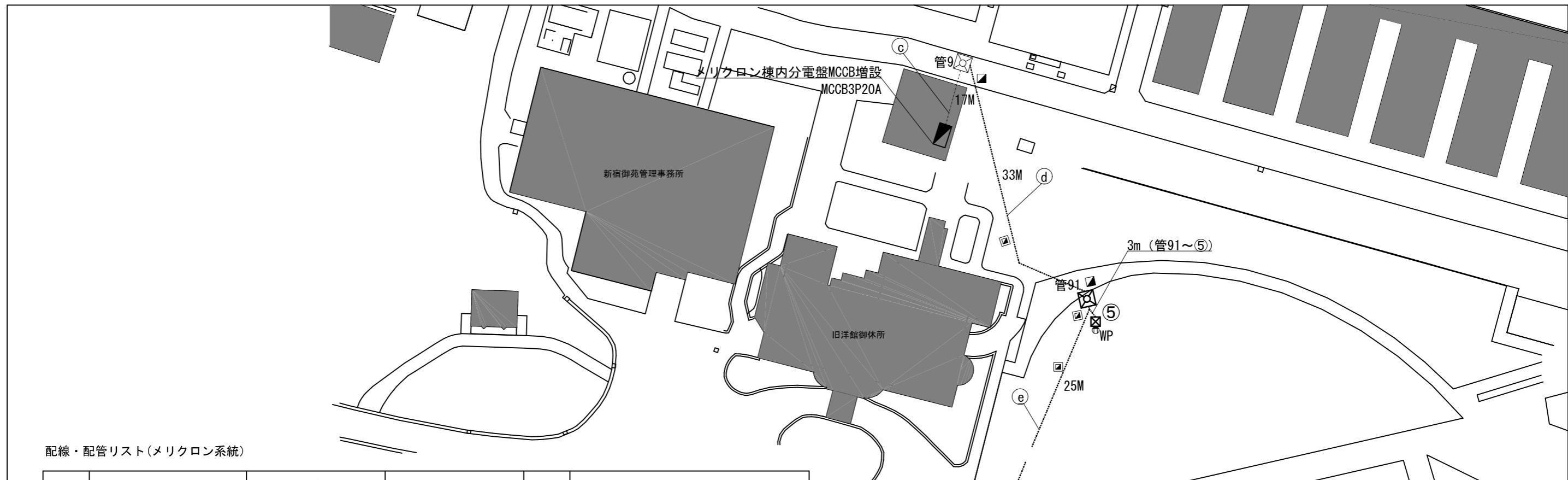
※延長 各配管立上り部3m、立下がり部は2mを計上する。

※延長 各配線余長立下がりはさらに1mを追加計上する。

※キュービクル更新時の余長を持って施工すること。  
温室壁面設置のP.B.については、温室内の配管配線を考慮の上、温室内にも設置すること。

工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事	
図面名称	菊栽培ヤード配線図	A1 1/200 A3 1/400
図面番号		03/13
会社名	(同)リーサステクノ	
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	





配線・配管リスト(メリクロン系統)

記号	電線	電線管		掘削		延長 m	備考	
		新設 FEP	既設	埋設深さ	路面仕上げ	W	H	
c	EM-CE14Sq-3 c IV5.5Sq	-	既設	-	-	-	-	17 メリクロン棟内 分電盤～管9
d	EM-CE14Sq-3 c IV5.5Sq	30		800	アスファルト	600	900	3 管9～管91
	EM-CE14Sq-3 c IV5.5Sq	30		800	芝生	600	700	25
	EM-CE14Sq-3 c IV5.5Sq	30		800	アスファルト	600	900	5
e	EM-CE14Sq-3 c IV5.5Sq	30		600	芝生	600	700	25 管91～管92
f	EM-CE14Sq-3 c IV5.5Sq	30		800	アスファルト	600	900	107 管92～管96
⑤	EM-CE3.5Sq-2 c IV2Sq	30		600	芝生	600	700	3 管91～⑤
⑥	EM-CE3.5Sq-2 c IV2Sq	30		600	芝生	600	700	20 管94～⑥
⑦	EM-CE14Sq-3 c IV2Sq	30		800	アスファルト	600	900	10 管96～⑦

※ハンドホール内のケーブルの分岐はレジン注入型接続キットYタイプ(古河电工セルパック相当)にて行う

▣ ハンドホールリスト(メリクロン系統)

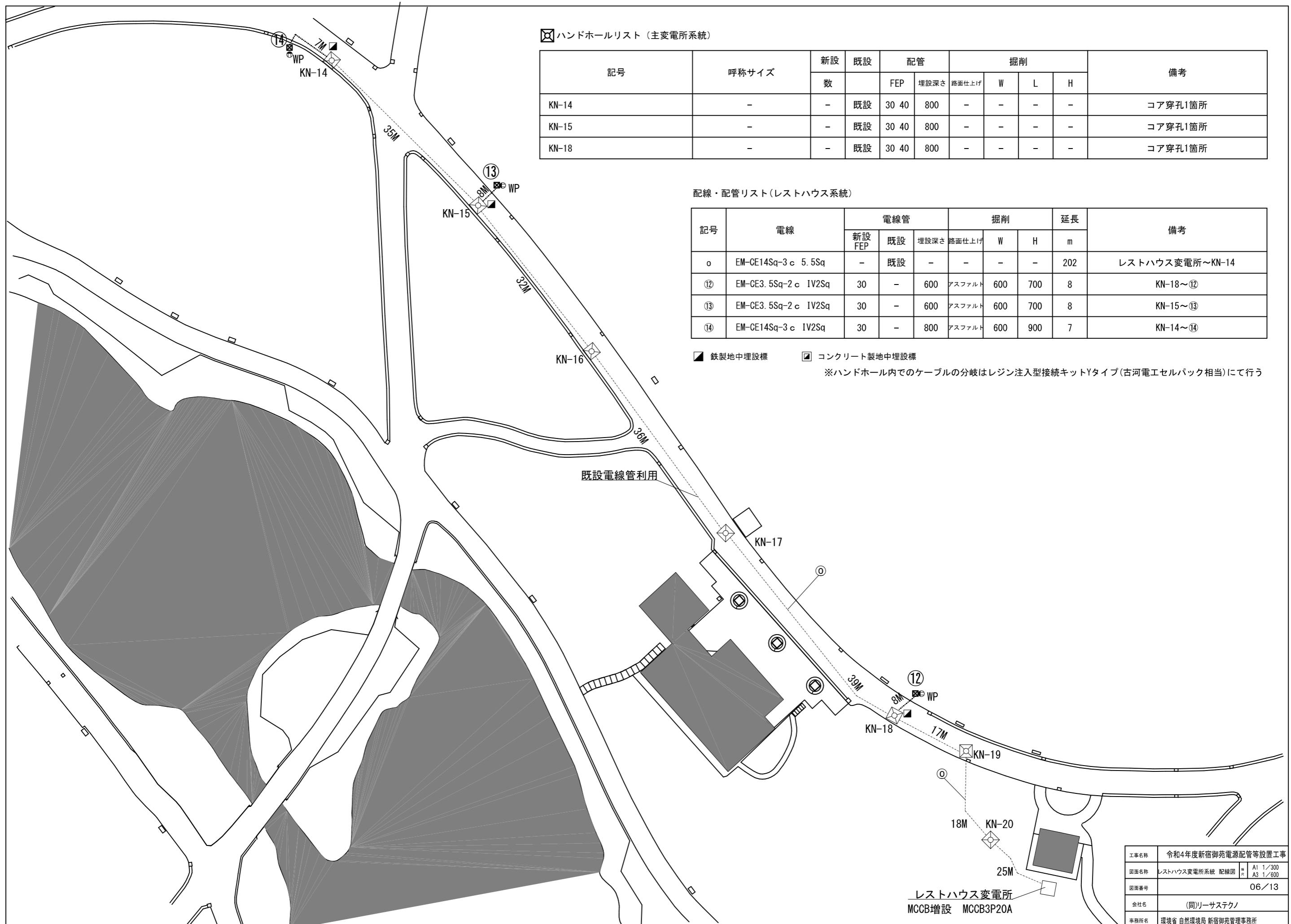
記号	呼称サイズ	新設	既設	配管		掘削			備考	
		数		FEP	埋設深さ	路面仕上げ	W	L	H	
管9		-	既設	30	800	アスファルト	-	-	-	コア穿孔1箇所
管91	H1-6(600□×600H)	1	-	30 30 30	600	芝生	1720	1720	880	芝生通し切りカッター使用 分岐接続部材にて分岐
管92	H1-6(600□×600H)	1	-	30 30	600	芝生	1720	1720	880	
管93、管95	H1-9(600□×900H)	2	-	30 30	800	アスファルト	1720	1720	1260	
管94	H1-9(600□×900H)	1	-	30 30 分岐30	800	アスファルト	1720	1720	1260	分岐接続部材にて分岐
管96	H1-9(600□×900H)	1	-	30 30	800	アスファルト	1720	1720	1260	

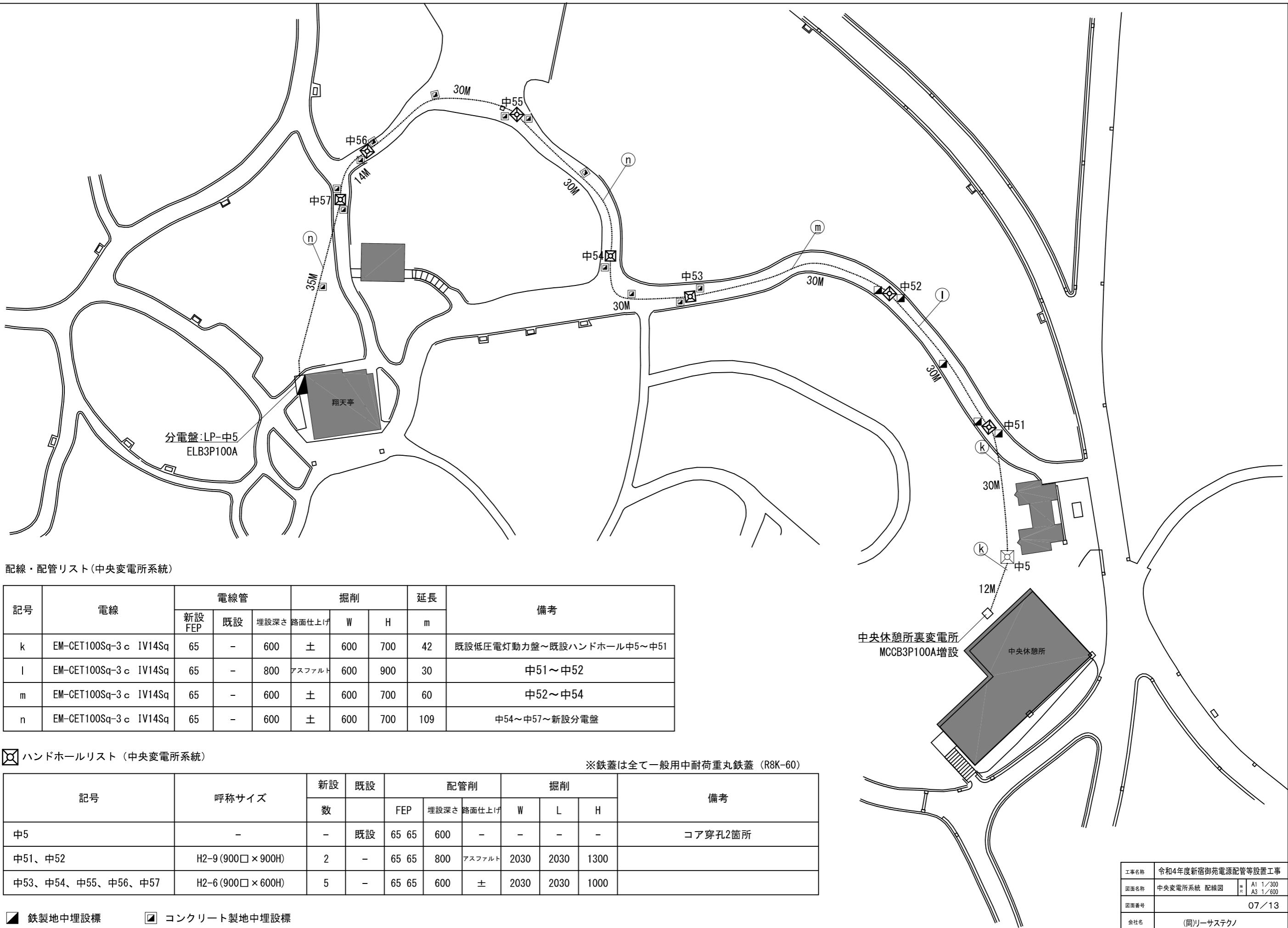
■ 鉄製地中埋設標

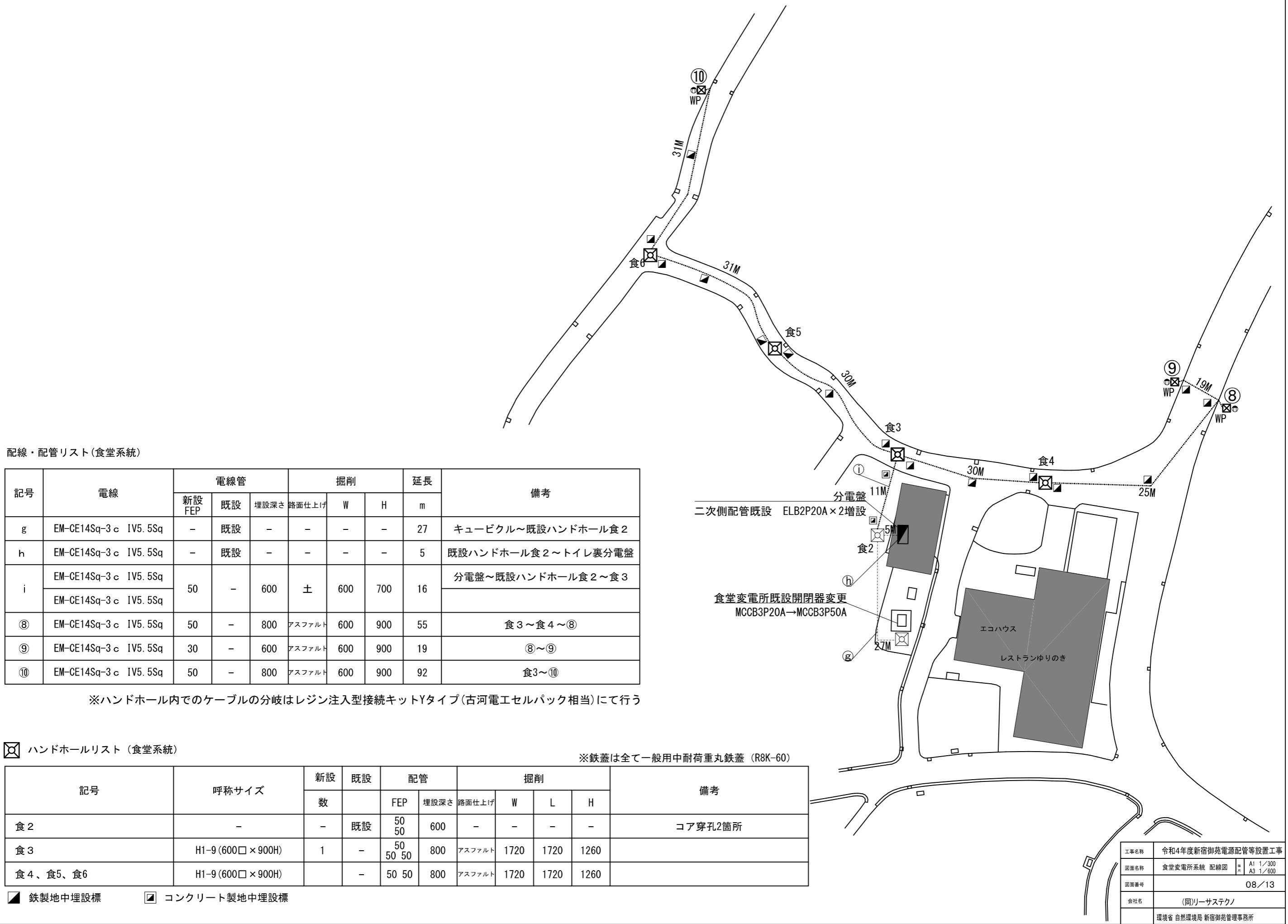
▣ コンクリート製地中埋設標

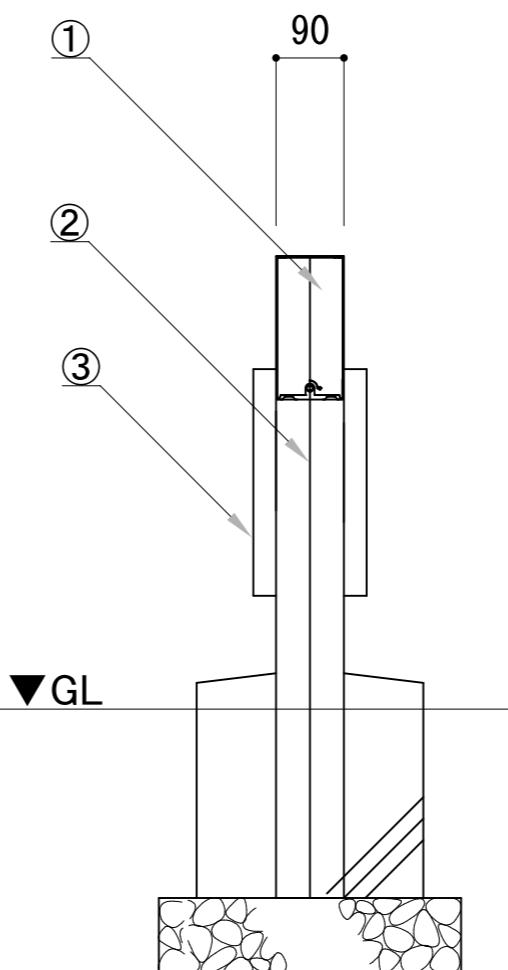
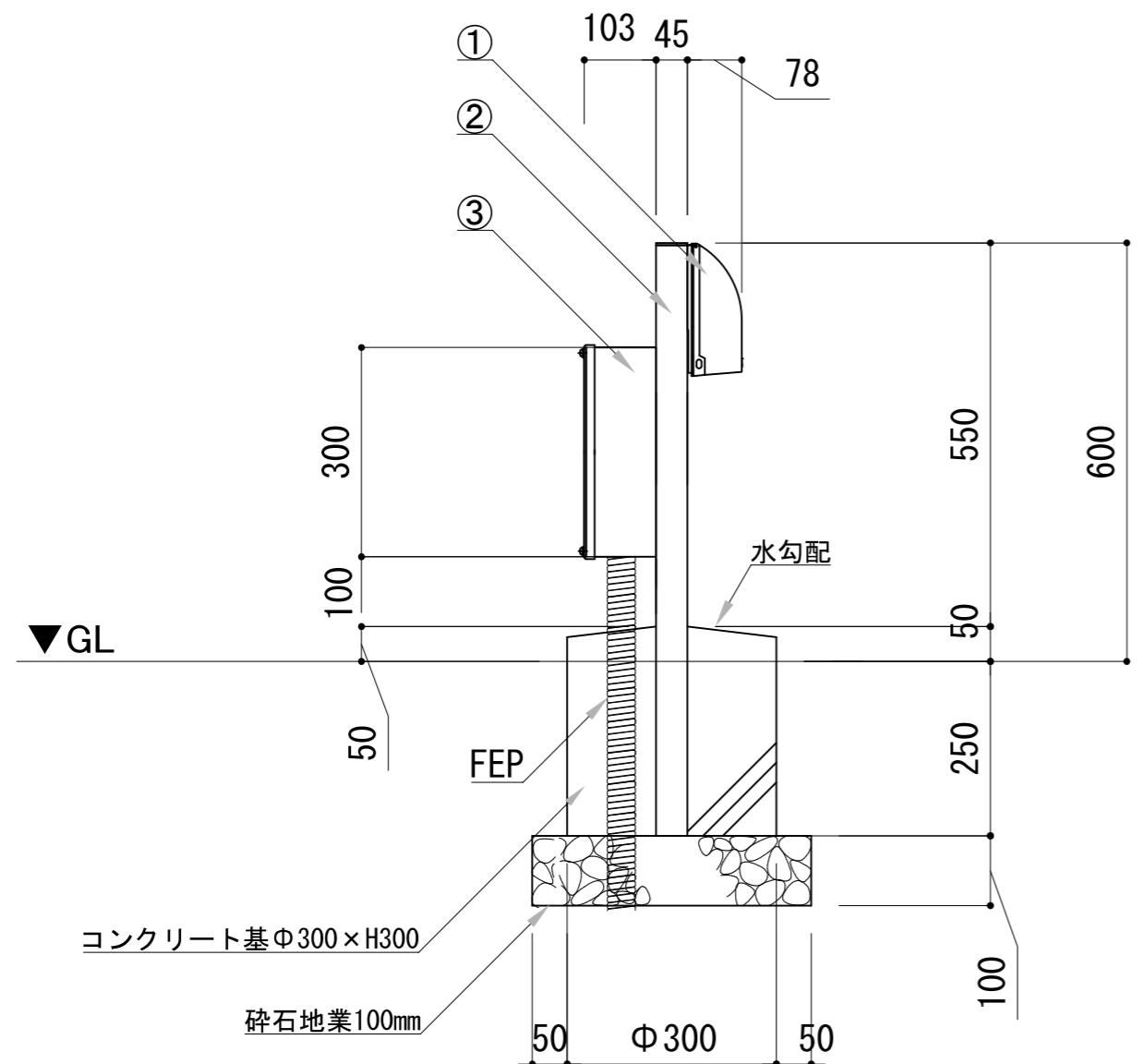
※鉄蓋は全て一般用中耐荷重丸鉄蓋(R8K-60)

工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事
図面名称	メリクロン系統 配線図 A1 1/300 A3 1/600
図面番号	05/13
会社名	(同)リーサステクノ
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所









①	カバー付防水コンセント 鍵付き2口 15A125V2口E付 (PanasonicWK4702相当)
②	屋外コンセント支柱。 フラットタイプ。 アルマイト処理 (PanasonicDDP141相当)
③	防水型プルボックス W150×H300×D100 鋼板製指定色 IP44

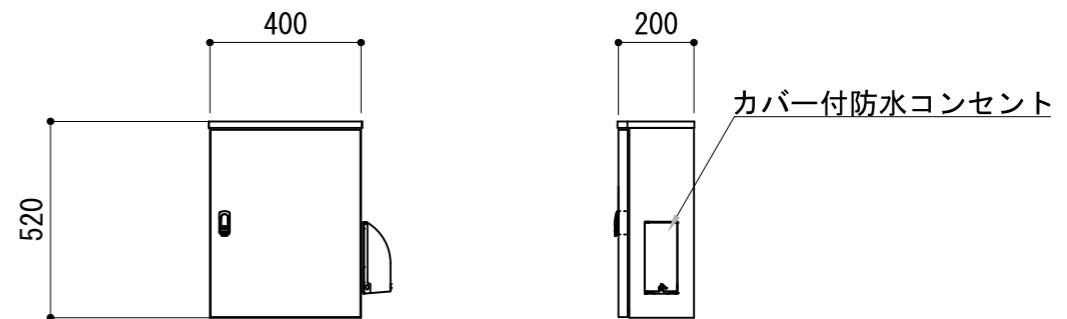
※プルボックス内の電線接続は  
ボルトコネクターにて繋結を行う。

工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事		
図面名称	屋外コンセント詳細図	縮尺	A1 1/5 A3 1/10
図面番号	09/13		
会社名	(同)リーサステクノ		
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所		

ハンドホール		埋設配管
600□×H900	900□×H900	
<p>※既設アスファルト舗装は緑石と対面片側をカッタ一切断し、必要に応じて緑石を更新する。</p>	<p>※既設アスファルト舗装は緑石と対面片側をカッタ一切断し、必要に応じて緑石を更新する。</p>	
600□×H600	900□×H600	
<p>※既設アスファルト舗装は緑石と対面片側をカッタ一切断し、必要に応じて緑石を更新する。</p>	<p>※既設アスファルト舗装は緑石と対面片側をカッタ一切断し、必要に応じて緑石を更新する。</p>	

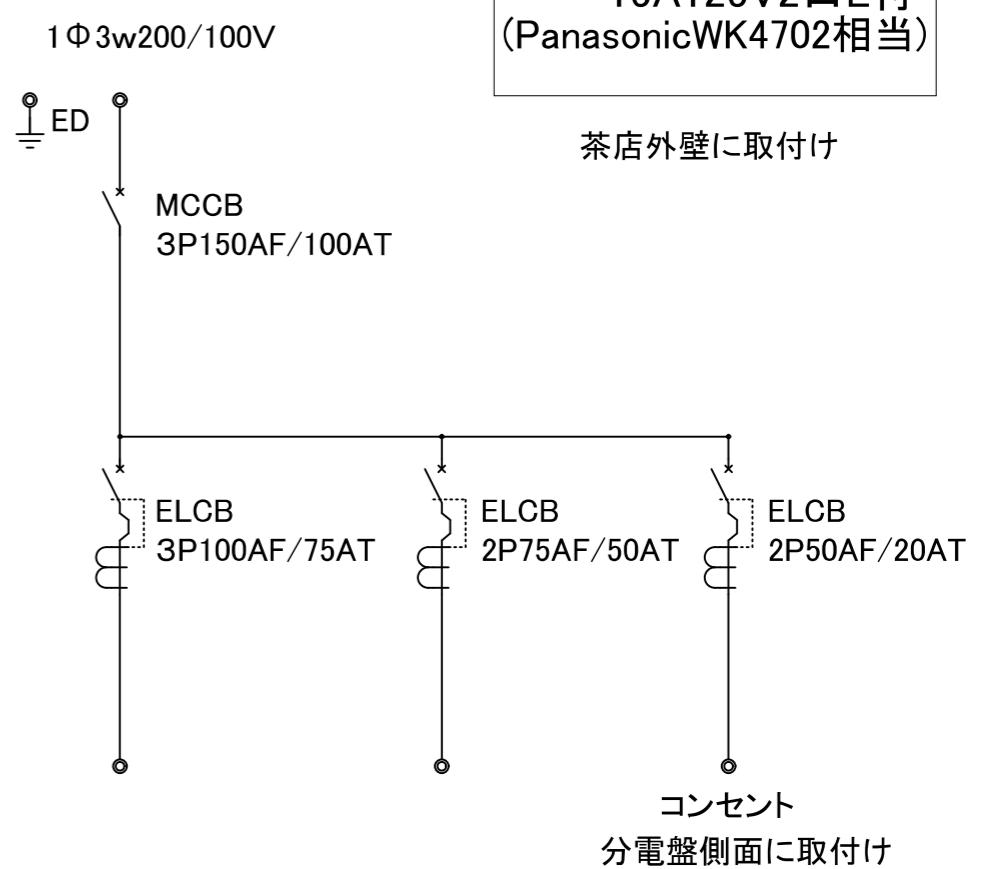
工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事
図面名称	土工断面詳細図 A1 1/20 A3 1/40
図面番号	10/13
会社名	(同)リーサステクノ
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所

中央変電所系統 新設分電盤 LP-中5



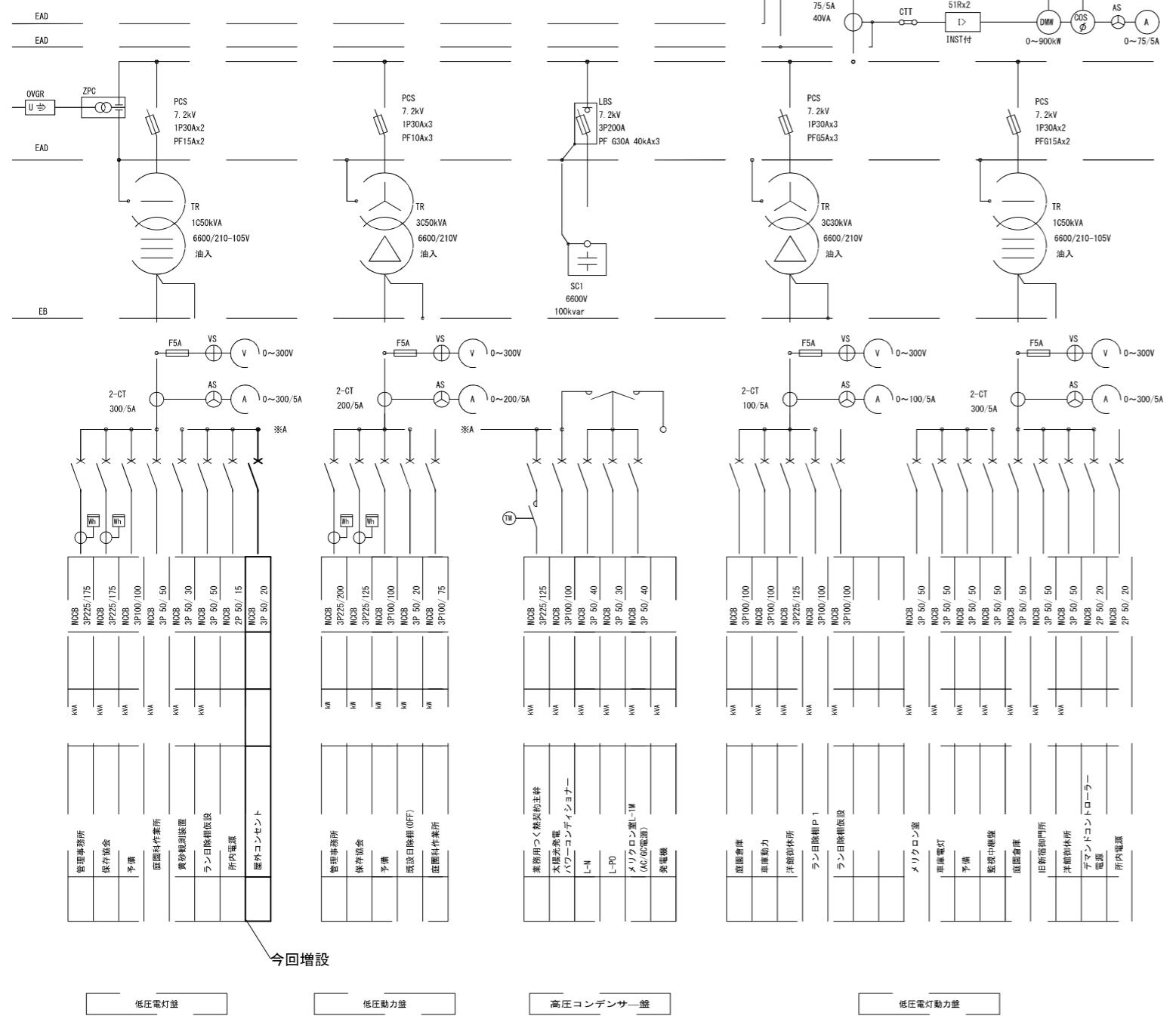
分電盤  
W400 × H500 × D200  
屋外用鋼板製  
IP44

カバー付防水コンセント  
鍵付き2口  
15A 125V 2口 E付  
(Panasonic WK4702相当)

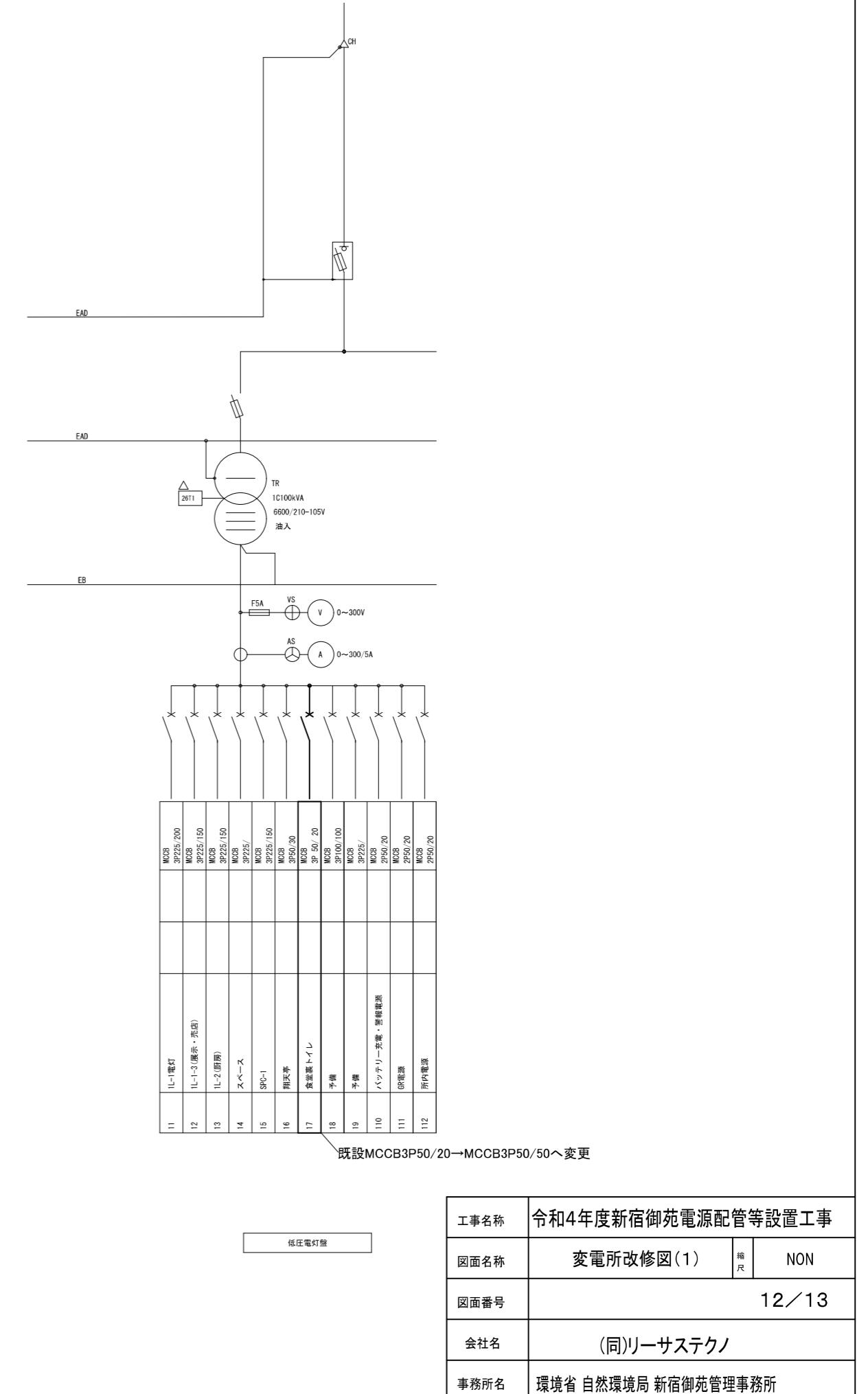


工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事
図面名称	新設分電盤図
図面番号	11/13
会社名	(同)リーサステクノ
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所

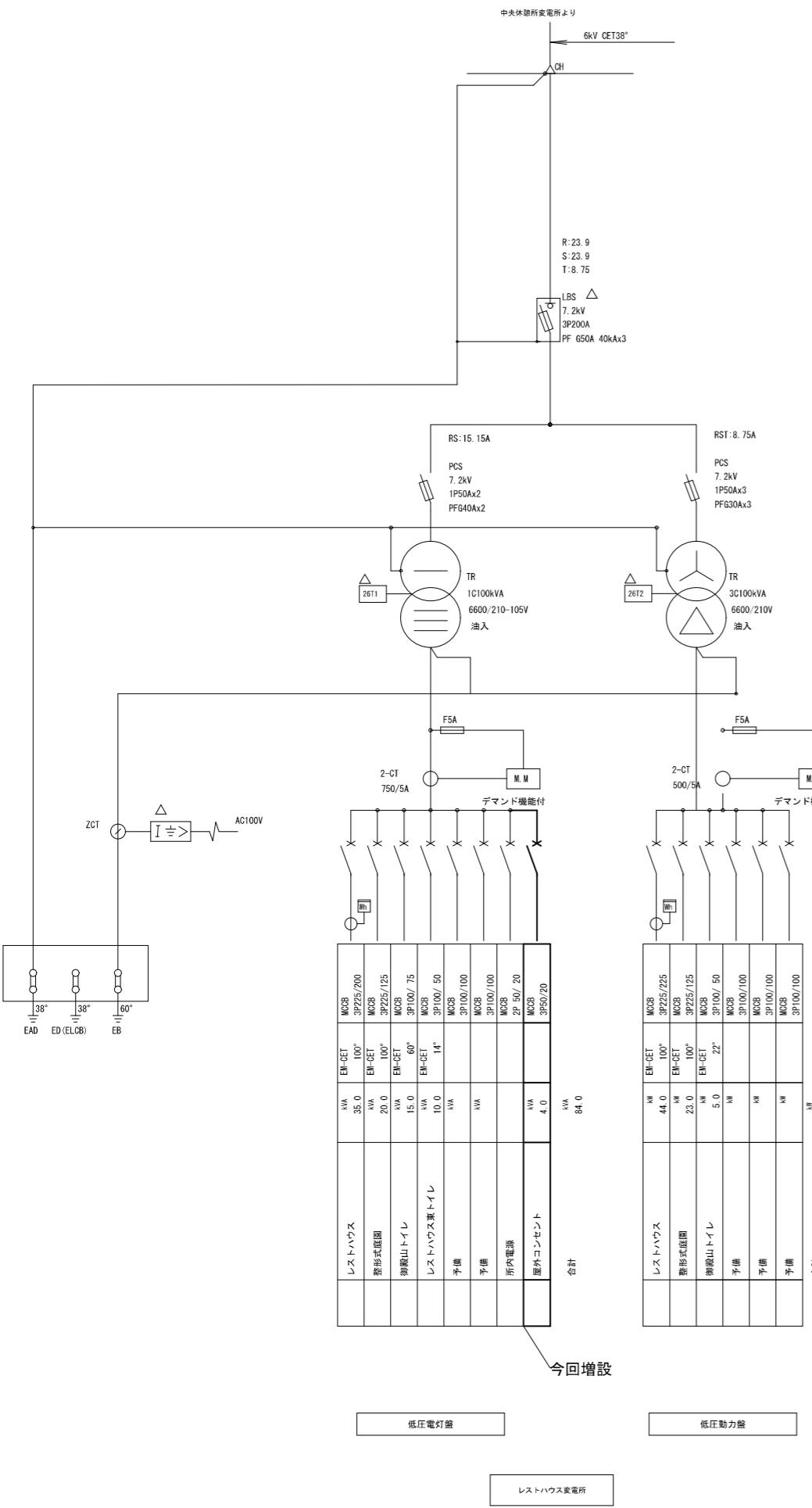
主変電所改修単線結線図



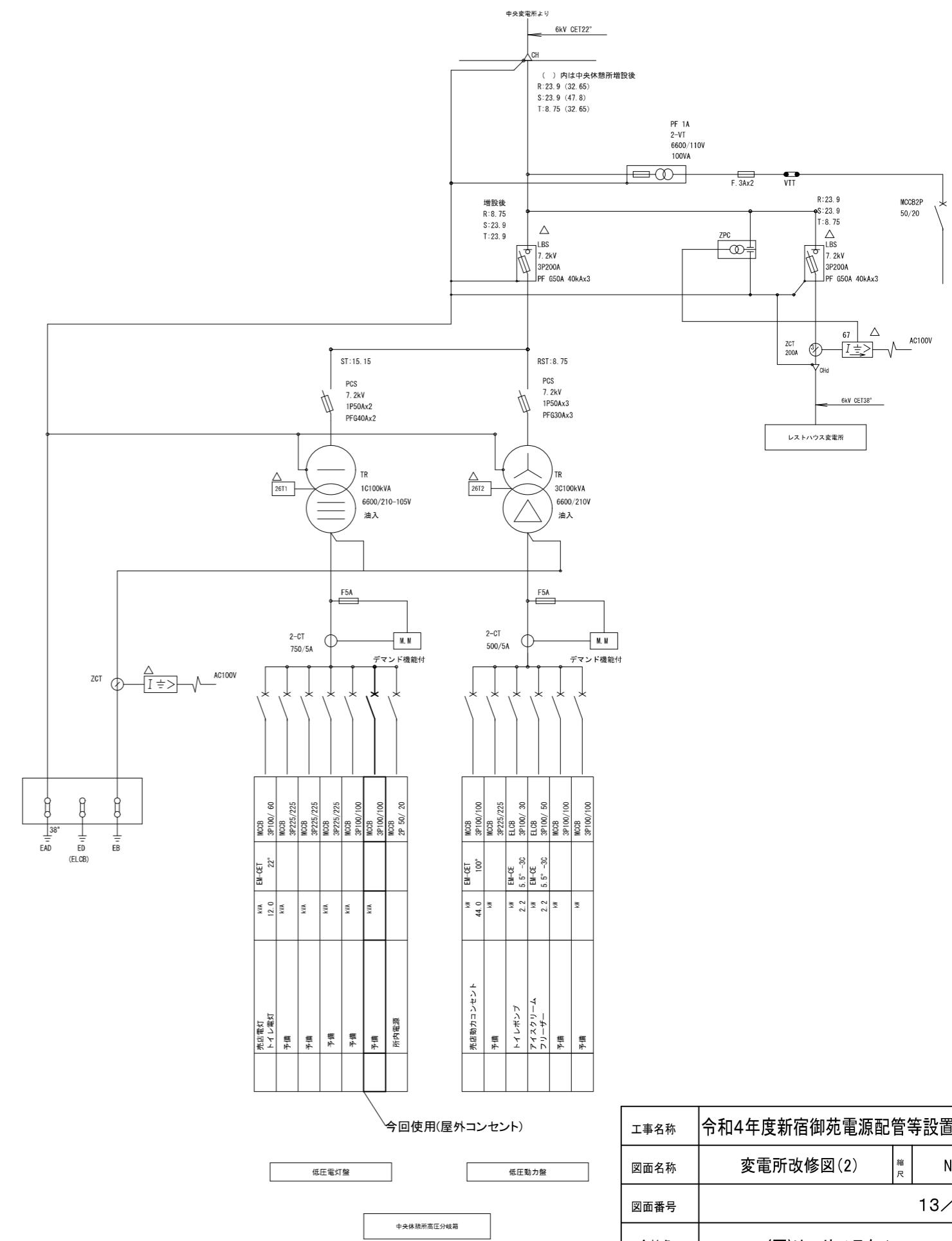
食堂変電所改修単線結線図



レストハウス変電所改修単線結線図



中央変電所改修単線結線図



工事名称	令和4年度新宿御苑電源配管等設置工事	
図面名称	変電所改修図(2)	縮尺 NON
図面番号	13 / 13	
会社名	(同)リーサステクノ	
事務所名	環境省 自然環境局 新宿御苑管理事務所	